

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1 - 4 8	令和5年度第1回 墨田区公契約審議会		
開催日時	令和5年10月11日(水) 午前9時から午前10時まで			
開催場所	墨田区役所庁舎3階 31会議室			
出席者数	13人【委員】谷内田 昌克、定谷 英明、出雲 洋行、斉藤 正平、 鈴木 利治、阿部 かおり、村田 淳 【事務局】総務部長、総務部参事(契約課長事務取扱)、契約課契約係長、 契約課主査(3)			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	5人
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 墨田区長から墨田区公契約審議会への諮問について 2 審議会会長の選出 3 墨田区公契約条例及び墨田区公契約条例施行規則の概要について 4 令和6年度労働報酬下限額の設定について 			
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 墨田区公契約審議会委員名簿 2 墨田区公契約審議会事務局名簿 3 墨田区公契約条例 4 墨田区公契約条例施行規則 5 墨田区公契約審議会開催スケジュール(案) <p>【参考資料】労働報酬下限額の設定について</p>			
会議概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 事務局(総務部長)から各委員に対して、傍聴及び議事録作成のための録音について承認を求め、いずれも了承された。 2 区長挨拶及び委嘱状、諮問書の伝達(机上配付) 3 会長及び会長職務代理者の選任 委員の互選により、会長は鈴木 利治氏に決定し、会長の指名により、会長職務代理者は阿部 かおり氏に決定した。 4 墨田区公契約条例及び墨田区公契約条例施行規則の説明 事務局(総務部参事)から墨田区公契約条例及び墨田区公契約条例施行規則について説明するとともに、9月議会定例会での審議概要を報告した。 5 労働報酬下限額の設定について説明 事務局(総務部参事)から労働報酬下限額の設定について考えられる方策及び公契約条例制定自治体の状況を説明した。 委員からの主な意見とそれに対する区の回答は、別紙のとおり 			
所管課	総務部契約課			

議題3 墨田区公契約条例及び墨田区公契約条例施行規則の概要について

委員の質疑、意見等	区(事務局)の回答等
<p>審議会の委員について、仮に、欠席者が出た場合、審議はどうなるのか。代理出席が認められるのか。</p>	<p>代理出席は認められない。審議会開催には、労働者代表及び事業者代表、学識経験者から各1人以上の出席を要するため、この条件が適わなければ、会議開催の延期等の措置が取られるものと考えている。</p>

議題4 令和6年度労働報酬下限額の設定について

委員の質疑、意見等	区(事務局)の回答等
<p>(業務委託契約等に関して)最低賃金が大幅に引き上げられている昨今の状況を鑑みると、労働報酬下限額の勘案事項として条例で規定している最低賃金と会計年度任用職員給与のほかに、墨田区内の民間企業の民間賃金の相場水準や区職員の高卒初任給も勘案することも必要である。</p>	<p>区としても、労働報酬下限額の設定が最低賃金を下回っては意味がないと考えている。賃上げの状況も踏まえ、本区の会計年度任用職員の報酬額を勘案して、本区の労働報酬下限額の設定についてご答申いただきたい。</p>
<p>(工事請負契約に関して)報酬については公共工事設計労務単価の100%というのが本来であるが、他区の状況等から、90%が最低の限度額ではないかと思う。</p> <p>また、週休2日制の導入や時間外労働の縮減等の動き及び建設業のいわゆる2024問題を十分考慮して、労働報酬下限額の設定及び適正な発注金額の積算をするべきである。</p>	<p>他自治体の事例等を参考にすると、労働報酬下限額(工事)について「公共工事設計労務単価の100%設定」を行うと、受注者においては、個々の労働者の技術・経験に基づいた賃金差を設ける事に支障が出るというデメリットがあると認識している。</p> <p>また、「より適正な工事費の積算」、「労働者にとって、完全週休2日制を前提とした十分な工期設定」の2点については、引き続き「より適正な工事費の積算」等に努めていく所存である。</p>